

県土マネジメント部土木工事技術検査基準

(目的)

第1条 この技術基準は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）の技術的な事項を定め、もって検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約図書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書を対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法、出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は建設工事請負契約書（平成19年3月30日付け出局総第101号通知 以下「契約書」という。）第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、通り、すりつけ等の程度及び全般的な外観について目視及び観察により行うものとする。

(中間技術検査)

第7条 中間技術検査は、当初契約金額2千万円以上かつ工期が3箇月以上の工事のうち、工事の進捗が概ね2割から8割程度の範囲内の施工途中において、事後確認が困難なことなどから、技術管理課長又は事務所長が必要と認めた工事を対象として実施するものとする。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しないものとする。

2 中間技術検査の対象とする工事は、次の各号に掲げるものとする。

(1)完成検査においてはその大部分が不可視となる工事

例：橋梁下部工、基礎杭工、トンネル工、井堰下部工、コンクリートダム工（砂防えん堤工を除く。）

(2)その他、検査を必要とする工事

- 3 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む。）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。本庁検査の場合は、出来形に係る監督職員の確認終了後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書（検第1号様式）の提出があったときとする。機関検査の場合は、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。
- 4 実施回数は、原則1回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。
- 5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。
- 6 技術管理課長又は事務所長は、中間技術検査の実施が確定したとき、受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査職員、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。

(その他)

第8条 この技術基準に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。